吉原保育所　乳児等通園支援事業 運営規程

この運営規程は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号。以下「乳児等通園支援基準」という。）第１６条に基づき、事業の運営についての重要事項を定めるものである。

（事業所の名称等）

第１条　社会福祉法人愛和福祉会が乳児等通園支援事業（以下「当事業」という。）を実施するこの事業所（以下「当園」という。）の名称、類型及び所在地は、次のとおりである。

(1) 名称 吉原保育所

(2) 類型 認可保育所

(3) 所在地 善通寺市吉原町３１７３番地７

（事業の目的）

第２条　当事業は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業として、乳児又は幼児であって満３歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。以下「乳幼児」という。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当園は、当事業を利用する乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、当事業の運営を行うものとする。

２　当園は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

３　当園は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

４　当園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めるものとする。

５　当園は、善通寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第２２条）及び「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）その他関係法令及び関係通知を遵守し、事業を実施するものとする。

（乳児等通園支援の内容）

第４条　当園は、保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）に準じ、以下に掲げる事業を行う。児童福祉法第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業のうち乳児等通園支援基準第２０条第２項に規定する一般型乳児等通園支援事業

（利用定員）

第５条　当事業の利用定員は、下表のとおり定める。

利用定員　３人

備考１）利用乳幼児の年齢は、当該年度（４月１日から翌年３月３１日までをいう。）の４月１日の前日現在の年齢をいう。

２）０歳児の受け入れは、満６カ月に達する日からとする。

３）２歳児の受け入れは、満３歳に到達する日の前々日までとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第６条　当園に配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがあるが、その場合であっても、関係法令を遵守した員数を配置する。

職員の職種　保育士

員数　１人

職務の内容　利用乳幼児の保育に従事し、保護者との連絡等の業務を行う。

（乳児等通園支援の提供を行う日及び行わない日）

第７条　乳児等通園支援を行う日及び行わない日は、次のとおりとする。

乳児等通園支援の提供を行う日

月曜日から金曜日までのうち、当園の利用乳幼児数が当園の利用定員に満たない日とする。ただし、乳児等通園支援の提供を行わない日に該当する日を除く。乳児等通園支援の提供を行う日であっても、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により提供が困難である場合には、乳児等通園支援の提供を行わないことがある。

乳児等通園支援の提供を行わない日

土曜日、日曜日、休日及び年末年始（１２月２９日から１２月３１日まで及び1月２日から1月３日まで）とする。

備考１）休日は、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいう。

（乳児等通園支援の提供を行う時間）

第８条　当園における当事業の利用時間帯は、次のとおりとする。

利用時間帯　月曜日から金曜日　午前９時から午前１１時まで

（保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額）

第９条　当園は、第 2 項の定める利用料を当該利用乳幼児の保護者から徴収する。ただし、利用乳幼児の保護者の住所地市区町村から通知された乳児等支援支給認定証（以下「認定証」という。）にて加算の適用が確認できた場合は、公定価格の単価に応じて利用料を減額する。

２　当園は、乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を利用乳幼児の保護者から受ける。

1 時間あたり利用料 300 円　当園でのおやつ提供する場合　おやつ代 100 円

実費費用が必要な場合は、具体的な品名や金額をその都度あらかじめ保護者に周知するものとする。

３　前項に掲げる費用の額の支払期限及び支払方法については、あらかじめ利用乳幼児の保護者へ周知するものとする。

４　当園は、第２項に掲げる費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該利用乳幼児の保護者に交付する。

５　当園は、第２項に掲げる費用の額の根拠を利用乳幼児の保護者から求められた場合は、遅滞なく開示するものとする。

６　利用の予約をキャンセルまたは変更する場合は、利用日の３日前１２時までに、当園（または予約システム）へ連絡を行うものとする。

７　当日の急な体調不良等による欠席については、利用開始時間の 60 分前までに必ず連絡を行うものとする。

８　無断キャンセル、または直前のキャンセルが度重なる利用者に対しては、以後の予約件数を制限、または一定期間予約を受け付けない等の措置を講じることがある。

９　前項の規定に関わらず、期限を過ぎたキャンセルにおいて既におやつ等の準備が完了している場合は、おやつ代相当額をキャンセル料として徴収するものとする。

１０　前項の費用は、次回の利用時または施設が指定する方法により支払うものとする。

（利用の開始に関する事項）

第１０条　利用の申込みをした乳幼児の保護者に対し、住所地市区町村から通知された認定証の提示を求め、利用認定の有無及び認定期間等、乳児等支援支給認定（以下「利用認定」という。）を確認したうえで、利用を開始させるものとする。

２　乳児等通園支援の実施に当たっては、利用乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第１１条　次の各号のいずれかに該当する場合には、乳児等通園支援の提供を終了するものとする。

（１）利用認定の認定期間が終了したとき

（２）利用乳幼児が満３歳の前々日に到達したとき

（３）利用乳幼児が認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所に入所したとき

（４）その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

（利用にあたっての留意事項）

第１２条　利用乳幼児が当事業を利用できる時間は、１回当たり２時間までとする。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　現に乳児等通園支援を行っているときに利用乳幼児に体調の急変が生じた場合等には、必要に応じて迅速に応急措置、救急蘇生を行うとともに、緊急度に応じて救急車の手配、当該利用乳幼児の保護者及び善通寺市への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

２　前項の事故等の状況及び事故等に際して採った処置について記録するとともに、事故等の発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

３　その行った乳児等通園支援により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　火災、地震等の非常災害に備えて、消防計画、職員の役割分担、緊急時の対応等についてのマニュアルを作成し、その周知を図り、少なくとも毎月１回の避難及び消火に関する訓練を実施するものとする。また、警察署や消防署、近隣の地域住民等と連携の下、利用乳幼児の安全に留意するものとする。

（安全計画の策定等）

第１５条　当園は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、当園の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当園での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他当園における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

２　当園は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施する。

３　当園は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。

４　当園は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（虐待の防止のための措置）

第１６条　当園の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

２　当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

３　当園は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを児童相談所等の機関に通告する。

（秘密保持）

第１７条　当園の職員（職員であった者を含む。）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

２　当園は、教育・保育施設等、他の乳児等通園支援事業者、地域子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報の提供をする際には、あらかじめ文書により利用乳幼児の保護者の同意を得るものとする。

（苦情解決）

第１８条　当園は、乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者その他の当該利用乳幼児の家族（以下この条において「利用乳幼児等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、利用乳幼児の保護者に周知する。

２　当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

３　当園は、その提供した乳児等通園支援に関し、善通寺市からの求めがあった場合には関係する書類の提出又は提示を行い、善通寺市が行う調査若しくは質問に応じるとともに、善通寺市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　当園は、善通寺市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を善通寺市に報告する。

（帳簿）

第１９条　当園は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。会計については当法人の経理規程に準ずる。

（運営規程の改正及び廃止の手続き）

第２０条　この運営規程の改正又は廃止は、社会福祉法人愛和福祉会の理事会の決議を経るものとする。

２　この運営規程の改正等にあたっては、児童福祉法に基づき、善通寺市へ届け出るものとする。

附則　この規程は令和８年４月１日より施行する。